知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則 知事の権限の一部を保健所長に委任する規則(昭和48年静岡県規則第4号)の一部を次のように改正す

 改正後

(事務の委任)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第9 │第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第9 条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153 条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げ る法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務 (同表15の項から16の項までに掲げる事務にあ っては、専ら動物のために使用されることが目 的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器 又は再生医療等製品に係るものを除く。)を保健 所長に委任する。

(略)	
18	(略)	(1)~(4) (略) (5) <u>第17条第1項</u> の規定に よる報告の徴収、立入検 査、質問及び収去
		(6) 第17条第2項(第22条 第4項及び第5項におい で準用する場合を含む。) の規定による報告の徴 収、立入検査、質問及び 収去 (7)~(13) (略)
(略)	
20	覚せい	(1) (略)
0)	<u> 剤取締</u>	② 第22条の2の規定によ

(事務の委任)

条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153 条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げ る法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務 (同表15の項から16の項までに掲げる事務にあ っては、専ら動物のために使用されることが目 的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器 又は再生医療等製品に係るものを除く。)を保健 所長に委任する。

	(略)	
18	(略)	(1)~(4) (略) (5) <u>第18条第1項(第22条</u> <u>第4項及び第5項において準用する場合を含む。)</u> の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去
	(m\z)	<u>(6) ∼(12)</u> (略)
	(略)	
20	<u>覚醒剤</u>	(1) (略)
0	取締法	② 第22条の2の規定によ

3	法 (昭	 る立会い(当該製造所		3	(昭和	 る立会い(当該製造所	
	和26年	(覚せい剤保管営業所に			26年法	(覚醒剤保管営業所にお	
	法律第	おいて保管するものにつ			全等252 本第252	いて保管するものについ	
					.,	,	
	252号)	いてはその保管営業			号)	てはその保管営業所)、	
		所)、病院若しくは診療				病院若しくは診療所又は	
		所又は研究所の所在地が				研究所の所在地が静岡市	
		静岡市又は浜松市に存す				又は浜松市に存するもの	
		るものに係るものを除				に係るものを除く。)	
		< ₀)					
		(3) (略)				(3) (略)	
		(4) 第30条の13の規定によ				⑷ 第30条の13の規定によ	
		る立会い(当該 <u>覚せい剤</u>				る立会い(当該 <u>覚醒剤原</u>	
		<u>原料</u> の保管場所の所在地				<u>料</u> の保管場所の所在地が	
		が静岡市又は浜松市に存				静岡市又は浜松市に存す	
		するものに係るものを除				るものに係るものを除	
		< ₀)				< ₀)	
((略)				(略)		
2 (2 (略)						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。